東京法學院學制一覽

司法省指定　私立　東京法學院

院長　法學博士　菊池武夫

東京市神田區錦町二丁目二番地

明治三十五年八月

備考　和漢學、外國語及英語法學科ニ於ケル英國法ノ授業時間ハ隨時之ヲ定ム

第一表

課目＼級別	第一年 前期 毎週授業時間	第一年 後期 毎週授業時間	第二年 前期 毎週授業時間	第二年 後期 毎週授業時間	第三年 前期 毎週授業時間	第三年 後期 毎週授業時間
法學通論	法律ニ關スル一般ノ觀念ヲ授クルヲ主旨トス　但シ各論ノ部ハ英國法學科ニ於テハ別ニ教授ス（總論ノ部ニ於テ「英國法」ト併セテ教授ス） 二	同右（各論ノ部） 二				
民法總論 第一部	私權ノ主物權總則ニ關スル理論ヲ說明スルヲ主旨トス（自民法第一編第五章） 二	物權、占有、所有權、地上權、永小作權、地役權ニ就キ說明スルヲ主旨トス（自民法第二編第一章至第三章） 二	時效ニ關スル理論ヲ說明スルヲ主旨トス（民法第一編第六章） 二	同右 二	質權及抵當權ニ就キ說明スルヲ主旨トス（民法第二編第九章及第十章） 二	同右 二
民法 第二部 物權法	同右 二	同右 二	留置權及先取特權ニ就キ說明スルヲ主旨トス（民法第二編第七章及第十章） 二	同右 二	同右 二	同右 二
民法 第二部 債權總論	債權ノ目的、效力、消滅、不法行爲ニ就キ說明スルヲ主旨トス（自民法第三編第一章及第二章） 二十	債權ノ讓渡及消滅ニ就キ說明スルヲ主旨トス（自民法第三編第一章第三節） 二十	債權ノ讓渡及消滅ニ就キ說明スルヲ主旨トス（自民法第三編第一章第三節） 二十	同右 二十	同右 二十	同右 二十
民法 第二部 債權原因論	契約ノ成立、效力、解除ニ就キ說明スルヲ主旨トス（民法第二編第二章「英國ノ契約法原理ヲ併セテ說明ス」） 四	契約ノ成立、效力、解除ニ就キ說明スルヲ主旨トス（英語法學科ニ於テハ別ニ「コントラクト」氏英國契約法ヲ教授ス） 四	事務管理、不當利得、不法行爲ニ就キ說明スルヲ主旨トス（自民法第三編第一章第二節） 四	同右 四	英語法學科ニ於テハ別ニ「ポロック」氏和解ニ就キ說明スルヲ主旨トス（自民法第三編第三章至同第五章） 四	同右 四
民法 第二部 契約各論	贈與、賣買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借ニ於テ「ポロック」氏和解ニ就キ說明スルヲ主旨トス（自民法第三編第二章第一節至第十四節） 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
民法 第二部 親族法	親族、家族、戶主、親權、婚姻、離婚、養子等ニ就キ說明スルヲ主旨トス（自民法第四編第一章至同第五章） 二	後見及扶養ノ義務等ニ就キ說明スルヲ主旨トス（自民法第四編第六章至同第八章） 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
民法 第二部 相續法	家督相續、財產相續、遺言、遺留分等ニ就キ說明スルヲ主旨トス（自民法編第五章至第七章） 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
商法總論	商人、商業及商號、商業使用人、代理商等ニ就キ說明スルヲ主旨トス（自商法第一章至第七章） 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
會社法	合名會社及合資會社ニ就キ說明スルヲ主旨トス（自商法第二編第一章至第四章） 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
商行爲ノ部	賣買、交換、匿名組合ニ就キ說明スルヲ主旨トス（自商法第三編第一章至第四章） 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
手形ニ關スル一般ノ理論及各種ノ手形ニ就キ說明スルヲ主旨トス（自商法第四編第一章至第四章） 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
刑法	汎論 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
民事訴訟法	民事訴訟法第一編第二章ニ關スル理論ヲ說明スルヲ主旨トス（民訴法第一編第二章） 四	同右 四	同右 四	同右 四	同右 四	同右 四
刑事訴訟法	刑事訴訟法第一編第二章ニ關スル理論ヲ說明スルヲ主旨トス（刑訴法第一編第二章） 四	同右 四	同右 四	同右 四	同右 四	同右 四
各論訴訟法	各論訴訟法ニ關スル理論ヲ說明スルヲ主旨トス（自商法第四編第一章至第四章） 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
國際公法	英語法學科ニ於テハ別ニ「ホール」氏ノ著書ヲ用ユ 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
國際私法	英語法學科ニ於テハ別ニ「ウェストレーキ」氏ノ著書ヲ用ユ 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
理學的論理學	英語法學科ニ於テハ別ニ「ハミルトン」氏ノ著書ヲ用ユ 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
擬律判決	擬律訴訟演習 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
憲法	形式的論理學ニ關スル一般ノ論理學ノ說明及因果律ニ就キ說明スルヲ主旨トス（帝國憲法及比較憲法） 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
行政法	歸納法 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
經濟學	經濟學ニ關スル一般ノ論理學ノ說明及因果律ニ就キ說明スルヲ主旨トス 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
財政學	財政學ニ關スル一般ノ論理學ノ說明及因果律ニ就キ說明スルヲ主旨トス 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
羅馬法	羅馬法ニ關スル一般ノ論理學ノ說明及因果律ニ就キ說明スルヲ主旨トス 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
證據法	證據法ニ關スル一般ノ論理學ノ說明及因果律ニ就キ說明スルヲ主旨トス（英語法學科ニ於テハ別ニ「ベンサム」氏著書ヲ用ユ） 二	同右（英國證據法ヲ教授ス） 二	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二
教科書	教科書ハ隨時之ヲ定ム	同右	同右	同右	同右	同右
用書	用書ハ隨時之ヲ定ム	同右	同右	同右	同右	同右
課目	課目ハ隨時之ヲ定ム	同右	同右	同右	同右	同右

20120800

東京法学院学制一覧　1902(明治35)年8月

東京法學院學則

綱要

本院ハ法律及政治思想ノ養成ヲ目的トシ邦語竝ニ英語ノ兩法學科ヲ置キ本邦制定ノ法律及行政經濟ニ關スル學術ヲ敎授シ汎ク歐米ノ法律ヲ參加講修セシメ又特ニ卒業生ノ爲メ高等法學科ノ制ヲ設ケ各自志望ノ課目ヲ專攻學修セシム

◎邦語法學科及英語法學科

○第一章　學科及學曆

第一條　本院ニ邦語法學科及英語法學科ノ二科ヲ置ク

第二條　邦語法學科及英語法學科共修業年限ヲ三个年トシ學級ヲ分ケテ第一年級第二年級第三年級トス各級ニ於ケル課程及授業時間ハ左ニ揭クル課程表ニ據ル

學年ハ九月十一日ニ始マリ翌年七月十日ニ終ル之ヲ前後ノ二學期ニ分ケ九月十一日ヨリ二月十日マデヲ前期トシ二月十一日ヨリ七月十日マデヲ後期トス

第三條　本院休業日ハ左ノ如シ

自七月十一日至九月十日　自十二月廿六日至翌年一月六日

日曜日及大祭祝日

○第二章　生徒及院友

第四條　邦語法學科及英語法學科生徒ヲ各々分テ特別生及普通生ノ二種トス

特別生トハ中學校ノ卒業證書ヲ有シ若クハ乙種試驗ニ合格シテ入學シタル生徒ヲ謂ヒ其定員ヲ五百人トス

普通生トハ中學同等以上ノ學科ヲ授クル學校ノ卒業證書ヲ有シ若クハ甲種試驗ニ合格シテ入學シタル生徒ヲ謂ヒ其定員ヲ千五百人トス

第五條　特別生ハ徵兵令第十三條及第廿三條ノ特例ニ依リ取扱ハルヘキモノトス

第六條　本院生徒ハ本院書庫ニ備付ケル圖書ヲ閱覽シ本院出版ノ講義錄竝ニ書籍ヲ實價ニテ買受クルコトヲ得

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第七條　本院所定ノ學科ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第八條　本院ノ卒業證書ヲ有スル者ハ本院院友ト爲ス院友ハ常ニ本院ニ出入シテ講師ニ就キ學術上ノ質疑ヲ爲シ若クハ本院書庫ノ圖書ヲ閱覽スルコトヲ得

○第三章　入學、在學、退學

第九條　本院ニ入學ヲ許可スルハ年齡十七年以上ノ男子ニシテ中學校及之ト同等以上ノ學科ヲ授クル學校ノ卒業證書ヲ有スル者若クハ左ニ揭クル二種ノ試驗中其一ニ合格シタル者ニ限ル

甲種

一國語　一漢文　一數學（四則、分數、比例）

一英語（但英語法學科ニ入學スル者ニ限リ試驗ス）

乙種

一倫理　一數學　一國語及漢文　一歷史　一地理　一習字

一博物　一物理　一化學　一圖畫　一英語　一體操

乙種ノ試驗ニ於ケル學科程度ハ中學校卒業ノ程度ニ據ル

第十條　入學試驗ヲ受ケントスル者ハ手數料トシテ甲種ニ在リテハ金參拾錢乙種ニ在リテハ金一圓ヲ納ムヘシ

第十一條　第二年級ニ入學スルコトヲ得ヘキ者ハ第九條ノ資格ヲ有シ且該級生徒ノ履修シタル諸課目ニ就キ試驗ヲ經テ合格シタル者ニ限ル此試驗ヲ編入試驗ト稱シ受驗者ヨリ手數料トシテ金五拾錢ヲ納メシム

但他ノ指定學校第二年級以上ノ生徒ニシテ本院ノ相當ノ級ニ入學ヲ請フ者ハ試驗ヲ要セシテ之ヲ許ス然レトモ若シ本院學科中他ノ指定學校ニ於テ履修セサル課目アルトキハ該課目ニ限リ之ヲ試驗ス

第十二條　本院入學期ヲ每年九月トス

但入學期ノ外補缺トシテ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第十三條　入學ノ許可ヲ受ケタル者ハ本院ヨリ定式ノ「在學證用紙ヲ申受ケ之ニ規定ノ記入ヲ爲シ保證人ト連署シテ敎務係ニ差出スヘシ

第十四條　保證人ハ身元確實ニシテ東京市內ニ一家計ヲ立ツル丁年以上ノ男子タルコトヲ要ス

但本院ニ於テ取調ノ上不相當ト認メタルトキハ其改選ヲ命スル事アルヘシ

受ケ速ニ手續ヲ爲サヽル者ハ登院ヲ停止ス

第十五條　本人若クハ保證人ニシテ姓名ヲ改メ若クハ本籍寄留所ヲ移轉シタルトキハ其都度敎務係ニ屆出ツヘク又死亡其他ノ事由ニ依リテ保證人ヲ變換シタルトキハ更ニ在學證ヲ差出スヘシ

第十六條　邦語法學科ヨリ英語法學科ニ轉シ又ハ英語法學科ヨリ邦語法學科ニ轉セントスル者ハ學期又ハ學年ノ終ニ於テ院長ニ申出テ其認可ヲ受クヘシ

第十七條　退學セント欲スル者ハ保證人連署ノ上院長ニ屆出テ退學スルコトヲ得ヘシ但普通生ハ保證人連署ノ上院長ニ屆出テ退學スルコトヲ得

第十八條　學業劣等ニシテ成業ノ目途ナキ者品行不良ニシテ生徒ノ面目ヲ汚ス者及故ナク登院セサル者ハ退學セシム

第十九條　何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス引續キ一个年缺席シ又ハ正當ノ理由ナクシテ一个月以上缺席シタルトキハ學籍ヨリ削除スヘシ

○第四章　試驗

第二十條　每學年ノ終ニ於テ學年試驗ヲ擧行スト雖モ學年中ニ學期試驗ヲ擧行スルコトアルヘシ

但學期試驗ヲ擧行セントスルトキハ三十日以前ニ其期日ヲ廣告スヘシ

第廿一條　試驗ノ方法ハ筆記及口述ノ二ト爲ス

但第一年級及第二年級ニ在リテハ口述試驗ヲ行ハス

第廿二條　各課目百點ヲ以テ滿點ト爲シ左表ノ定規ニ據リ及第落第ヲ定ム

諸課目得點平均數	六十點未滿課目數	結果
六十點以上	無	及第
六十點以上	一課目	及第
六十點以上	二課目	及第
六十點以上	三課目以上	落第
六十點以下	一課目以上	落第
六十點以下	三十點以下	落第

第廿三條　疾病其他止ムヲ得サル事故アリテ學年試驗ニ缺席シタル者ノ爲メ詮議ノ上次學年ノ始ニ於テ補缺試驗ヲ擧行ス但此場合ニ於テハ手數料トシテ一課目ニ付金參拾錢ヲ納メシム

第廿四條　試驗成績ハ學業ノ優劣ニ隨テ別敘セル席次表ニ平均得點數ヲ附記シテ之ヲ揭示ス

但成績表ヲ印刷ニ付シテ各生徒ノ保證人ニ配付スルコトアルヘシ

○第五章　學費

第廿五條　本院ニ入學スル者ハ入學料トシテ金貳圓ヲ納ムヘシ

但在院生ヨリ在外員（五个月以上在外員ト爲リ又ハ轉シテ在外員（現ニ關係スル者ニ限ル）ヨリ在院生ニ轉スル者ハ入學料ヲ要セス

第廿六條　授業料ハ一學年金拾六圓五拾錢トシ納課ノ有無ニ拘ラス之ヲ左ノ二期ニ徵收ス但當分ノ內月割ヲ以テ分納スルモ妨ケナシ

第一期　九月十一日　第二期　二月十一日

明治三十一年八月以前入學ノ生徒ニ限リ授業料ハ一學年金拾四圓參拾錢トス

第廿七條　學年ノ中途ニ入學シ若クハ以後ニ授業料分納金ヲ免除又ハ相當ノ理由アリテ屆出ノ上缺課スル者ハ授業料分納金ノ內一个月分ニ限リ之ヲ免除ス

但十六日以後ニ入學シタル者ハ該月授業料分納金ノ半額ヲ納ムヘシ

第廿八條　授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日迄ニ會計係ニ納付スヘシ

第廿九條　貸費ノ許可ヲ得タル生徒ニシテ貸費ヲ停止又ハ退學スルトキハ其之ヲ返付セサルヘカラス

第三十條　授業料ニ怠納アル者ハ納付濟ノ上ニアラサレハ學期及學年試驗ヲ受クルコトヲ得ス

○第六章　特待生、貸費生及留學生

第卅一條　學術優等品行方正ナル生徒ヲ選ヒ本院ノ特待生トス

第卅二條　特待生ハ當該學年間授業料ヲ免除ス

第卅三條　特待生ニシテ品行方正學業優等ノ者ハ其學年ノ末學年試驗成績ニ依リ當該講師ノ會議ニ於テ之ヲ除名ス

第卅四條　特待生ニシテ學費支辨ノ途ナキ者ハ貸費生ト爲スヘシ

第卅五條　學術優等品行方正ナル生徒ニシテ學費ヲ要スル者ハ貸費生ト爲スヘシ

第卅六條　貸費生ハ前學年ノ試驗成績ニ依リ每學年ノ始ニ當該講師ノ會議ニ於テ之ヲ定ム

第卅七條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第卅八條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第卅九條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第四十條　貸費生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第四十一條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第四十二條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

但講義錄第三條ニ規定シタル期日ニ必發兌スヘキニ付キ其到著スヘキ當日ヨリ起算シ一週間ニ及フモ尙ホ到達セサルトキハ其旨本院在外員係ヘ申出ツヘシ

第四十三條　在外員ニシテ品行方正學業優等ノ者ハ其學年ノ終ニ於テ試驗ヲ受ケシメ其旨會計係ニ屆出テ再ヒ之ヲ申受ケシム

但聽講ノ再渡ヲ請フ者ハ手數料トシテ金貳拾錢ヲ納ムヘシ

第四十四條　敎場ニ於テハ專ラ靜肅ヲ旨トシ講師ニ惡口順ハサル者ハ雜談又ハ喫烟ヲ禁ス

第四十五條　敎場ノ器物ヲ汚損シタルトキハ相當ノ賠償ヲ爲サシム

第四十六條　月謝金不納二个月以上ニ及フトキハ退學者ト看做スヘシ故ニ再ヒ送本ヲ請フ者ハ更ニ入學ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十七條　本人ノ都合ニヨリ退學シタルトキ既ニ領收シタル月謝金ノ殘額アレハ相當ノ講義錄ヲ送付シ現金ヲ以テ返付セス

第四十八條　月謝金ヲ爲替ヲ以テ送致スル者ハ東京市神田區錦町二丁目二番地東京法學院會計係ニ宛テ必ス東京市神田錦町郵便受取所ヘ向テ振込ムヘシ

但月謝金ヲ送致スルトキハ講義錄ノ冊尾ニ附著シタル納付證ヲ切取リ記入ノ上必ス之ヲ添フヘシ

第四十九條　月謝金ハ郵便切手ヲ以テ納付スルコトヲ許サス

○第七章　敎場心得

第五十條　敎場ニ出席スルトキハ必ス每月翌月分ヲ前納スヘシ若シ前納セサルトキハ講義錄ノ配付ヲ見合スヘシ

第五十一條　將來講義錄ノ印刷費逓送費等增加スルトキハ豫メ通知シテ相當ノ增金ヲ納ムルコトアルヘシ

第五十二條　在外員ニハ其修ムル級ノ講義錄ヲ發兌每ニ配付スヘシ

第五十三條　敎場ニ於テハ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキ者ハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第五十四條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第五十五條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第五十六條　在外員ニシテ學費支辨ノ途ナキ者ハ貸費生ト爲スヘシ

第五十七條　貸費生ハ前學年ノ試驗成績ニ依リ每學年ノ始ニ當該講師ノ會議ニ於テ之ヲ定ム

第五十八條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第五十九條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第六十條　貸費生ハ前學年ノ試驗成績ニ依リ每學年ノ始ニ當該講師ノ會議ニ於テ之ヲ定ム

第六十一條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第六十二條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第六十三條　敎場ニ出席スルトキハ必ス每月翌月分ヲ前納スヘシ若シ前納セサルトキハ講義錄ノ配付ヲ見合スヘシ

其旨會計係ニ屆出テ再ヒ之ヲ申受ケシム

但聽講ノ再渡ヲ請フ者ハ手數料トシテ金貳拾錢ヲ納ムヘシ

第六十四條　敎場ニ於テハ專ラ靜肅ヲ旨トシ講師ニ惡口順ハサル者ハ雜談又ハ喫烟ヲ禁ス

第六十五條　敎場ニ於テハ雜誌又ハ書籍ヲ閱覽スルヲ得ス

第六十六條　敎場ノ器物ヲ汚損シタルトキハ相當ノ賠償ヲ爲サシム

第六十七條　在外員ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第六十八條　在外員ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第六十九條　在外員ニシテ學費支辨ノ途ナキ者ハ貸費生ト爲スヘシ

第七十條　貸費生ハ前學年ノ試驗成績ニ依リ每學年ノ始ニ當該講師ノ會議ニ於テ之ヲ定ム

第七十一條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第七十二條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第七十三條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第七十四條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第七十五條　在外員ニシテ學費支辨ノ途ナキ者ハ貸費生ト爲スヘシ

第七十六條　貸費生ハ前學年ノ試驗成績ニ依リ每學年ノ始ニ當該講師ノ會議ニ於テ之ヲ定ム

第七十七條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第七十八條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第七十九條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第八十條　貸費生ハ前學年ノ試驗成績ニ依リ每學年ノ始ニ當該講師ノ會議ニ於テ之ヲ定ム

第八十一條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第八十二條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第八十三條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第八十四條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第八十五條　在外員ニシテ學費支辨ノ途ナキ者ハ貸費生ト爲スヘシ

第八十六條　貸費生ハ前學年ノ試驗成績ニ依リ每學年ノ始ニ當該講師ノ會議ニ於テ之ヲ定ム

第八十七條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第八十八條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第八十九條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第九十條　貸費生ハ前學年ノ試驗成績ニ依リ每學年ノ始ニ當該講師ノ會議ニ於テ之ヲ定ム

第九十一條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第九十二條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第九十三條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第九十四條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第九十五條　在外員ニシテ學費支辨ノ途ナキ者ハ貸費生ト爲スヘシ

第九十六條　貸費生ハ前學年ノ試驗成績ニ依リ每學年ノ始ニ當該講師ノ會議ニ於テ之ヲ定ム

第九十七條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第九十八條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第九十九條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百一條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百二條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第百三條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百四條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百五條　在外員ニシテ學費支辨ノ途ナキ者ハ貸費生ト爲スヘシ

第百六條　貸費生ハ前學年ノ試驗成績ニ依リ每學年ノ始ニ當該講師ノ會議ニ於テ之ヲ定ム

第百七條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百八條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第百九條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百十條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百十一條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百十二條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第百十三條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百十四條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百十五條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百十六條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第百十七條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百十八條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百十九條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百二十條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第百二十一條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百二十二條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百二十三條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百二十四條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第百二十五條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百二十六條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百二十七條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百二十八條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第百二十九條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百三十條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百三十一條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百三十二條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第百三十三條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百三十四條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百三十五條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百三十六條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第百三十七條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百三十八條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百三十九條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百四十條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第百四十一條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百四十二條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百四十三條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百四十四條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百四十五條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百四十六條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第百四十七條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百四十八條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百四十九條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百五十條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第百五十一條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百五十二條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百五十三條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百五十四條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百五十五條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百五十六條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第百五十七條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百五十八條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百五十九條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百六十條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第百六十一條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百六十二條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百六十三條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百六十四條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百六十五條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百六十六條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第百六十七條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百六十八條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百六十九條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百七十條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第百七十一條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百七十二條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百七十三條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百七十四條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百七十五條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百七十六條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第百七十七條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百七十八條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百七十九條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百八十條　貸費ヲ受クルヲ得ル者ハ總テ每學年ノ始ニ當リ每人金貳拾圓以內ヲ貸與スヘシ

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第百八十一條　貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退學ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辭シ又ハ退學スルトキハ貸與ヲ受クタル金額ヲ即時返納スヘシ

第百八十二條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百八十三條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百八十四條　本院卒業生ニシテ品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ學年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第百八十五條　貸費ヲ受クント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ差出スヘシ

第百八十六條　貸費ヲ受クルヲ得ル者